平成２８年度（第３回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：　平成２８年１２月１６日（金） 午後３時

場所：　恵庭市役所３階　301・302会議室

＜次　第＞

１．開　会

２．挨　拶

３．報告事項

	ページ
１．介護保険制度に係る条例改正について	1～5
２．定期巡回・随時対応型サービスの再整備について	6
３．地域支援事業の充実について	7～16
４．恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業について	17～19
５．第７期計画策定のために実施する各アンケート調査について	20～22
６．介護支援ボランティアポイント事業の実績報告について	23
７．その他	

４．閉　会

平成28年12月16日
高齢者福祉・介護保険専門部会
報告事項１

恵庭市介護保険条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
第１条～第17条　(略)	第１条～第17条　(略)
附　則	附　則
第４条～第８条　(略)	第４条～第８条　(略)
(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)	(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)
第９条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。	第９条　法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。
２　法第115条の45第２項第４号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの間は行わず、平成30年４月１日から行うものとする。	２　法第115条の45第２項第４号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。
３　法第115条の45第２項第５号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの間は行わず、平成30年４月１日から行うものとする。	３　法第115条の45第２項第５号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。
４　法第115条の45第２項第６号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの間は行わず、平成30年４月１日から行うものとする。	４　法第115条の45第２項第６号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間は行わず、平成29年４月１日から行うものとする。

医療・介護連携・認知症施策・地域ケア会議・生活支援の充実・強化

○　地域包括ケア実現のため、上記の充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。
○　あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。
○　これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。
※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

医療・介護連携	・連携強化	関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークが構築され、効率的、効果的できめ細かなサービスの提供が実現
認知症施策	・施策の推進	初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応等により認知症でも生活できる地域を実現
地域ケア会議	・制度化による強化	多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取組が推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現
生活支援	・体制整備等	コーディネータの配置や協議体の設置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現

→→→消費税の増収分を活用し、地域支援事業を充実（制度改正を踏まえ原則平成27年度から実施予定）
※認知症施策の推進及び生活支援の基盤整備については平成26年度から一部前倒して事業化

別紙資料1

恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
第１条～第 12 条　(略)	第１条～第 12 条　(略) (指定地域密着型通所介護の基本方針) 第 13 条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 (指定療養通所介護の基本方針) 第 14 条　指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

現行	改正案
	2　指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)等との密接な連携に努めなければならない。
(委任) 第 13 条　(略)	(委任) 第 15 条　(略)

介護保険指定事業所一覧

（市内事業所分）

《平成28年3月31日現在》

＜指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所＞

介護予防支援事業所	指定３事業所	・・・・ 1
居宅介護支援事業所	指定１６事業	・・・・ 1

＜指定居宅（介護予防）サービス事業所＞

訪問介護事業所	指定１３事業	・・・・1-2
訪問看護事業所	指定４事業所	・・・・ 2
訪問リハビリテーション事業所	指定２事業所	・・・・ 2
訪問入浴事業所	指定１事業所	・・・・ 2
福祉用具貸与・福祉用具販売事業所	指定３事業所	・・・・ 2
通所介護事業所	指定21事業	・・・・ 3
通所リハビリテーション事業所	指定３事業所	・・・・ 3
短期入所生活介護事業所	指定３事業所	・・・・ 4
特定施設入居者生活介護事業所	指定１事業所	・・・・ 4

＜介護保険施設＞

介護老人福祉施設	指定２事業所	・・・・ 4
介護老人保健施設	指定２事業所	・・・・ 4
介護療養型医療施設	指定１事業所	・・・・ 4

＜指定地域密着型サービス事業所＞

小規模多機能型居宅介護事業所 ①	指定２事業所	・・・・ 4
認知症対応型共同生活介護事業所 ②	指定１０事業	・・・・4-5
地域密着型介護老人福祉施設 ③	指定３事業所	・・・・ 5

＜みなし指定＞ ・・・・ 5

＜その他施設＞

老人福祉法・高齢者住まい法に基づく施設（介護保険指定事業所ではありません） ・・・・ 6

※ 居宅療養管理指導事業所は除いています。
※ 事業所情報は北海道が公表している「介護保険サービス事業所（H28.2.29現在）」より恵庭市関係分を転載しております。

恵庭市

介護保険指定事業所一

（市内事業所分）

国の基準省令に基づき、みなし指定開始

《平成28年4月1日現在》

＜指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所＞

介護予防支援事業所	指定３事業所	・・・・ 1
居宅介護支援事業所	指定１６事業	・・・・ 1

＜指定居宅（介護予防）サービス事業所＞

訪問介護事業所	指定１３事業	・・・・1-2
訪問看護事業所	指定４事業所	・・・・ 2
訪問リハビリテーション事業所	指定２事業所	・・・・ 2
訪問入浴事業所	指定１事業所	・・・・ 2
福祉用具貸与・福祉用具販売事業所	指定３事業所	・・・・ 2
通所介護事業所	指定6事業所	・・・・ 3
通所リハビリテーション事業所	指定３事業所	・・・・ 3
短期入所生活介護事業所	指定３事業所	・・・・ 4
特定施設入居者生活介護事業所	指定１事業所	・・・・ 4

＜介護保険施設＞

介護老人福祉施設	指定２事業所	・・・・ 4
介護老人保健施設	指定２事業所	・・・・ 4
介護療養型医療施設	指定１事業所	・・・・ 4

本条例が規定するサービス

＜指定地域密着型サービス事業所＞

通所介護事業所21件のうち定員18名以下の15件が移行

小規模多機能型居宅介護事業所 ①	指定２事業所	・・・・ 4
認知症対応型共同生活介護事業所 ②	指定１０事業	・・・・4-5
地域密着型介護老人福祉施設 ③	指定３事業所	・・・・ 5
地域密着型通所介護 ④ ←追加	指定15事業所	・・・・ 5

＜みなし指定＞ ・・・・ 5

＜その他施設＞

老人福祉法・高齢者住まい法に基づく施設（介護保険指定事業所ではありません） ・・・・ 6

※ 居宅療養管理指導事業所は除いています。
※ 事業所情報は北海道が公表している「介護保険サービス事業所（H28.4.1現在）」より恵庭市関係分を転載しております。

恵庭市

★通所介護事業所

	事業所名称	事業所所在地	定員	電話番号
1	恵望園デイサービスセンター	柏木町429番地6	29名	34-8461
2	恵庭市こがねデイサービスセンター	黄金南5丁目11番地の4	39名	35-1070
3	デイサービスセンター 恵庭ふくろうの森	南島松6番地1 ケアハウス恵庭ふくろうの園内	50名	36-5013
4	恵み野デイサービスセンター	恵み野西3丁目1番10 恵み野病院内	20名	36-0780
5	デイサービスすまぃるの家	和光町5丁目16番6号	15名	34-6111
6	ラ・デュース恵み野デイサービスセンター	恵み野西5丁目3番1	30名	36-1111
7	デイサービスきずな	大町1丁目8番5号	10名	39-5100
8	ラ・デュース中島デイサービスセンター	中島町6丁目15番地1	25名	32-1222
9	デイサービスやすらぎステーション	大町3丁目1番2号	10名	34-1577
10	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ恵庭	大町4丁目2番27号	18名	33-5177
11	リハビリ専門デイサービスゆとりえ	柏木町339番地	10名	33-8809
12	茶話本舗デイサービス恵庭	幸町2丁目2番5号	10名	25-8890
13	ラ・デュース桜町デイサービスセンター	桜町3丁目1番1号	10名	39-3911
14	デイサービスきたえるーむ恵庭	本町113番地1	15名	25-6207
15	小規模デイサービス四季の栞	黄金北4丁目8番2	10名	25-6486
16	デイサービスおしゃべりサロン	本町146番地	10名	33-0211
17	デイサービスこころのはすね	白樺町2丁目8番地18	10名	38-9001
18	デイサービスBRIGHT相生	相生町1-3,1-22 ＢＲＩＧＨＴ相生	10名	29-3425
19	リハビリサロンりぶら	相生町５８番地１	10名	090-3399 -2115
20	デイサービスセンターゆあみ茶屋恵庭	黄金北４丁目４番２号	10名	25-5975
21	デイサービス恵庭フロント	恵庭市黄金中央１丁目４番１号	10名	39-5500

★通所介護事業所

	事業所名称	事業所所在地	定員	電話番号
1	恵望園デイサービスセンター	柏木町429番地6	29名	34-8461
2	恵庭市こがねデイサービスセンター	黄金南5丁目11番地の4	39名	35-1070
3	デイサービスセンター 恵庭ふくろうの森	南島松6番地1 ケアハウス恵庭ふくろうの園内	50名	36-5013
4	恵み野デイサービスセンター	恵み野西3丁目1番10 恵み野病院内	20名	36-0780
5	ラ・デュース恵み野デイサービスセンター	恵み野西5丁目3番1	30名	36-1111
6	ラ・デュース文京デイサービスセンター	文京1丁目20番11号	25名	35-3800

★地域密着型通所介護事業所

	事業所名称	事業所所在地	定員	電話番号
1	デイサービスすまぃるの家	和光町5丁目16番6号	15名	34-6111
2	デイサービスきずな	大町1丁目8番5号	10名	39-5100
3	デイサービスやすらぎステーション	大町3丁目1番2号	10名	34-1577
4	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ恵庭	大町4丁目2番27号	18名	33-5177
5	リハビリ専門デイサービスゆとりえ	柏木町339番地	10名	33-8809
6	茶話本舗デイサービス恵庭	幸町2丁目2番5号	10名	25-8890
7	ラ・デュース桜町デイサービスセンター	桜町3丁目1番1号	10名	39-3911
8	デイサービスきたえるーむ恵庭	本町113番地1	15名	25-6207
9	小規模デイサービス四季の栞	黄金北4丁目8番2	10名	25-6486
10	デイサービスおしゃべりサロン	本町146番地	10名	33-0211
11	デイサービスこころのはすね	白樺町2丁目8番地18	10名	38-9001
12	デイサービスBRIGHT相生	相生町1-3,1-22 ＢＲＩＧＨＴ相生	10名	29-3425
13	リハビリサロンりぶら	相生町５８番地１	10名	090-3399 -2115
14	デイサービスセンターゆあみ茶屋恵庭	黄金北４丁目４番２号	10名	25-5975
15	デイサービス恵庭フロント	恵庭市黄金中央１丁目４番１号	10名	39-5500

※平成28年4月より定員18名以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所へと移行しています。

平成28年12月16日
高齢者福祉・介護保険専門部会
報告事項２

２．定期巡回・随時対応型サービスの再整備について

１．各種調査実施報告

恵庭市では、平成 27 年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の再整備を検討するにあたり、石狩管内状況調査や恵庭市内ニーズ調査を実施しました。

（１）石狩管内状況調査

◆石狩管内５市指定状況と月間利用者数　（平成 28 年 11 月国保連集計）

	恵庭市	千歳市	石狩市	江別市	北広島市	合計
指定事業所数	0	2	1	1	0	4
利用者数	6	32	23	20	18	99

◆各市担当者ヒアリング結果（サービス安定供給に必要な視点）
- 地域で事業を展開している事業者がサービス提供を行うこと
- 地域で情報交換ができるネットワークを構築していること
- 訪問系サービスの経験を有していること

→施設系及び訪問系サービス、居宅介護支援事業所等を手掛ける地元事業者が適している

（２）恵庭市内ニーズ調査①（対象：ケアマネジャー等）

◆調査時期　平成２７年４月～５月
◆調査名　　定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスアンケート調査
◆回答者　　市内介護保険事業所に在籍するケアマネジャー等４７名
◆調査結果概要
- サービス需要はあり、今後も高まる
- 再整備に必要なもの（自由意見）
  ～人材確保、既存事業所との連携、ケアマネジャーの理解向上、サービスの周知など

（３）恵庭市内ニーズ調査②（対象：医療法人、社会福祉法人等）

◆調査時期　平成２８年１１月
◆調査名　　恵庭市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業意向調査
◆回答者　　恵庭市で施設系サービスを実施する医療法人４件、及び社会福祉法人３件
◆調査結果概要
- 地域包括ケアシステム構築を目指すうえで必要なサービス
- 市内法人としては、早期撤退要因は「契約者数が伸びず非効率な運営を強いられた」、「居宅介護支援事業所との連携不足」等と分析
- 当面事業参入の方針はないが、様々な条件が揃えば参入する方針（中長期的視野）
- 事業の課題は人員体制確保

２．再整備に向けて

（１）各種調査結果のまとめ

▼定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のニーズは認められ、今後も高まる
▼地域包括ケアシステム構築を目指すうえで必要
▼介護事業経験を持ち恵庭でネットワークを有する事業者が適している
▼最大の課題は人材不足の改善
▼サービスの浸透にはケアマネジャーの理解向上、サービスの周知が不可欠

（２）再整備に向けて

恵庭市は、各種調査結果をふまえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を円滑に再開できるよう、平成２９年度はサービスの周知や課題の改善などに取り組み、次期計画の再整備を見据え必要な準備を進めます。

平成28年12月16日
高齢者福祉・介護保険専門部会
報告事項３

３．地域支援事業の充実について

１．生活支援体制整備事業について

第１層生活支援コーディネーターの配置について

２．認知症施策推進事業について

認知症地域支援推進員の配置について

生活支援･介護予防の体制整備におけるコーディネーター･協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置　⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のＡ～Ｃの機能があるが、当面ＡとＢの機能を中心に充実。

（A）資　源　開　発	（B）ネットワーク構築	（C）ニーズと取組のマッチング
○　地域に不足するサービスの創出 ○　サービスの担い手の養成 ○　元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保　　など	○　関係者間の情報共有 ○　サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○　地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

第１層の市町村区域、第２層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成29年度は第１層、平成30年度に第２層の充実を目指す。

①　第１層　市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
②　第２層　日常生活圏域（中学校区域等）で、第１層の機能の下で具体的な活動を展開
※ コーディネート機能には、第３層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

＋

（２）協議体の設置　⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

ＮＰＯ　民間企業　協同組合　ボランティア　社会福祉法人　等

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

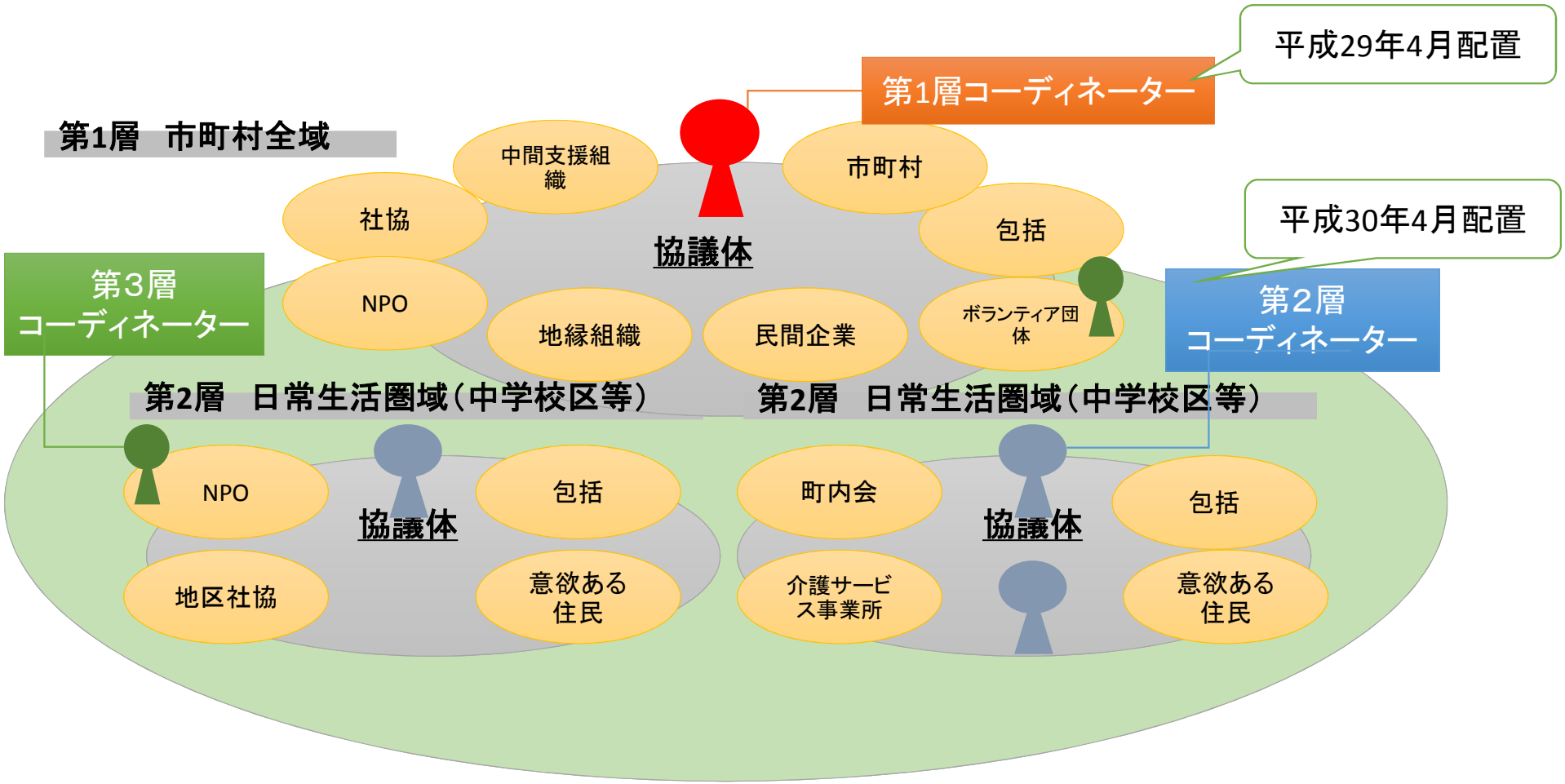

恵庭市生活支援体制整備事業実施要綱（案）

（目 的）

第１条 この要綱は、介護保険法(平成９年法律第１２３号)第１１５条の４５第２項第５号に規定する事業を実施することにより、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

第２条　事業の実施主体は、恵庭市（以下「市」という。）とする。ただし、当該事業の全部又は一部について、適切に実施することができると認めた者に委託することができる。

(事業内容)

第３条　事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　生活支援コーディネーターの配置

(2)　協議体の設置及び運営

（生活支援コーディネーターの設置）

第４条 市は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務・取組（以下「コーディネート業務」という。）を総合的に実施する「生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。)」を地域の実情に応じて配置し、またはそのコーディネート業務を委託することができる。

(1) 地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起

(2) 生活支援・介護予防サービスの資源開発（サービスの創出）

(3) 市民･関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ

(4) 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進

(5) 支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成

(6) 地域ニーズとサービスのマッチング

(7) その他前各号の業務の実施に関し必要な業務

２ コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある者または支援を行う団体等であって、地域でのコーディネート業務を適切に行うことができ、個人や所属する団体等の利益によることなく、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者とする。

３ コーディネーターのうち、市全域において活動する者を「第１層コーディネーター」、市の各日常生活圏域において活動する者を「第２層コーディネーター」とする。

（協議体の設置及び運営）

第５条 前条に規定するコーディネート業務を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を所掌する「協議体」 を設置し、コーディネーターが中心となってその運営を行う。

(1) コーディネーターの組織的な補完に関すること

(2) 地域ニーズの把握に関すること

(3) 情報の可視化の推進に関すること

(4) 地域づくりにおける意識の統一に関すること
(5) 資源開発に関すること
(6) 多様な関係主体間の情報交換等に関すること
(7) その他前各号の業務の実施に関し必要な業務

２協議体のうち、市全域を対象とするものを「第１層協議体」、市の各日常生活圏域を対象とするものを「第２層協議体」とする。

３ 第１層協議体には、第１層コーディネーター、地縁組織、第２層協議体の代表者、その他関係団体等が参画するものとし、第１層コーディネーターを中心として前条に規定する取組を推進するためのネットワークを構築する。

４ 第２層協議体には、第２層コーディネーター、地域住民、地縁組織、地域包括支援センター、地域において次の各号に掲げる生活支援サービス等を提供する事業者、その他関係団体等が地域の実情に応じて参画するものとし、第２層コーディネーターを中心として前条に規定する取組を推進するためのネットワークを構築する。

(1) 相談の場（健康相談等）
(2) 通いの場（地域サロン等）
(3) 外出支援・移動サービス
(4) 配食（食事サービス）・配送
(5) 見守り・安否確認
(6) 家事援助サービス
(7) その他必要と認められる事業

５ 必要に応じて、協議体の準備段階として研究会・勉強会・準備会等を設置することができる。

（守秘義務）

第６条 コーディネーター及び協議体の会議に出席した関係者等は、この事業を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、決して他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第７条 この要綱 に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

2　認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供

（3）早期診断・早期対応のための体制整備＜認知症初期集中支援チームの設置＞

● 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームの設置を推進。
　このほか、早期診断の際に地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を推進。【厚生労働省】

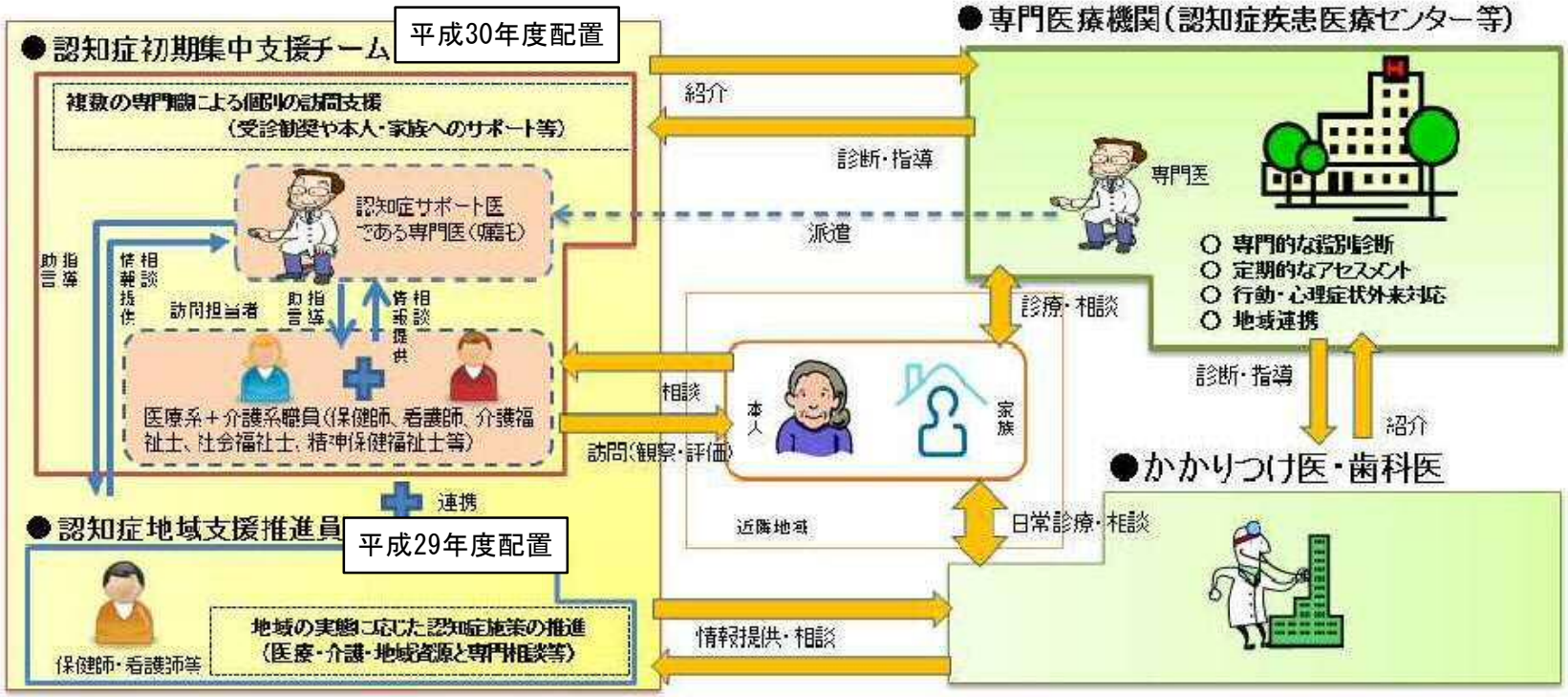

【事業名】 認知症初期集中支援推進事業
【実績と目標値】 2015（平成27）年度末　287市町村　⇒　2018（平成30）年度～　すべての市町村で実施

認知症地域支援推進員

平成29年4月配置

市町村

協働

認知症地域支援推進員

【推進員の要件】
①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
②①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者

【配置先】
○地域包括支援センター
○市町村本庁
○認知症疾患医療センター
など

医療・介護等の支援ネットワーク構築

●認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
●市町村等との協力による、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）の作成・普及　　等

認知症対応力向上のための支援

※関係機関等と連携し以下の事業の企画・調整を行う
●認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
●介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
●「認知症カフェ」等の開設
●認知症ライフサポート研修など認知症多職種協働研修の実施　　等

相談支援・支援体制構築

●認知症の人や家族等への相談支援
●「認知症初期集中支援チーム」との連携等による、必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整

【事業名】認知症地域支援・ケア向上事業　（地域支援事業）
【実績と目標値】2015（平成27）年度末864市町村　⇒　2018（平成30）年度～すべての市町村で実施

恵庭市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱（案）

（目的）

第１条　この事業は、認知症専門医療機関を含む市内外医療機関や介護保険サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条

この事業の実施主体は、恵庭市とする。ただし、恵庭市は、４の事業の全部又は一部について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の67に基づき、恵庭市が適当と認める者に委託することができる。

また、恵庭市は必要に応じて北海道と連携しながら、研修会や関係者によるネットワーク会議等の機会を通じて、推進員の活動を行う上で有すべき知識の確認と資質の向上に取り組むものとする。

（推進員の配置）

第３条

推進員は、恵庭市または恵庭市地域包括支援センター等に配置することとし、以下の要件を満たす者を１人以上配置するものとする。

１　認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する保健師又は看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士

２　上記１以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めた者（例：準看護師、認知症介護指導者養成研修修了者等）

（推進員の事業内容）

第４条

以下の１及び２を実施するとともに市の実情に応じて、３も実施するものとする。

１　認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症専門医療機関を含む市内外医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポーターなど地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組。

（具体例）

・認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制を構築する。

・恵庭市医師会や認知症サポート医、認知症専門医等とのネットワークを形成する。
・認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及における主導的役割を担う。
・推進員が配置されていない他の地域包括支援センターに対する認知症対応力向上のための支援を行う。
・恵庭市サポート会や恵庭市地域包括支援センターとともに、認知症サポーター養成講座の周知・参加呼びかけを行うとともに、講座受講者へのスキルアップ講座の受講を促すこと。また、認知症サポーターの活動の場の構築やその提供に関すること。

２　推進員を中心に市の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取り組み。

（具体例）
・認知症の人やその家族等から相談があった際、その知識・経験を生かした相談支援を実施する。
・「恵庭市認知症初期集中支援推進事業」で設置する「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整
・介護するものに対ヘルスチェックや健康相談実施よ疾病防止、気早期発見等を行う。

３　以下の①から④までの事業実施に関する企画及び調整

①　病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業

病院や介護保険施設等で認知症への理解を深め、対応力を高めるために、認知症専門医療機関の専門医等が処遇困難事例に対しては事例検討を行い個別支援を実施する。

②　地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業

認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホーム等が、相談員を配置し、当該事業所等が有する知識・経験・人材を活用し、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して効果的な介護方法等の専門的な相談支援等を行う。

③　認知症の人の家族に対する支援事業

恵庭市が適当と認める者が、「認知症カフェ」等を開設することにより、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。

④　認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働

の重要性等を習得する認知症多職種協働研修を実施する。

（事業実施の留意事項）

第５条

事業の実施に当たって、次の定める事項に留意して行うものとする。

１　推進員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　本事業の実施に当たって、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者等の関係機関での情報共有を図り、連携に努める。

３　実施主体は、推進員等と「恵庭市認知症初期集中支援推進事業実施要項」に規定される認知症初期集中支援チームが効率的かつ有機的に連携できるように調整を行い、定期的な情報交換ができるような環境をつくるように努める。

４　実施主体は、本事業の実施に当たって、恵庭市医師会や医療機関、認知症サポート医、認知症専門医等との連携に努める。

５　医療機関等、地域包括支援センターを含む社会福祉協議会等から本事業の実施市町村の区域外に居住する者に関する情報提供を受けた場合においても、当該者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該者が居住する区域を担当する地域包括支援センターや認知症疾患医療センターに情報を提供する等の連携を図る。

６　実施主体は、「都道府県認知症施策推進事業」の都道府県認知症施策推進会議を通じ、本事業の実施状況等の情報提供について協力すること。

７　実施主体は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分する。

（その他）

第６条

この要項に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は平成２９年４月１日から実施する。

４．恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業について

恵庭市は第６期計画に基づき、平成２９年４月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）を開始します。人口減少とサービス需要増加の２つの課題を抱えるなかで、新しい総合事業の推進により介護予防強化と生活支援充実を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

新しい総合事業移行とは、介護保険給付サービスである介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援などを「地域支援事業の介護予防・日常生活総合事業」に移行することです。

①　恵庭市の新しい総合事業のサービス類型

新しい総合事業のサービス類型としては、現行相当サービス、基準緩和型サービス（Ａ類型）、住民主体による支援（Ｂ類型）、短期集中予防サービス（Ｃ類型）、移動支援（Ｄ類型）があります。

平成２９年４月移行の際、恵庭市では「現行相当サービス」と既往の地域支援事業の２次予防事業を継承する「短期集中予防サービス」、「介護予防ケアマネジメントＡ」を開始することで調整を進めています。

（別紙　恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則案　参照）

平成２９年度は、基準緩和型サービス（Ａ類型）と住民主体による支援（Ｂ類型）の実施を検討し、実施すべきサービスについては平成３０年度からの開始を目指します。

類型		提供主体	Ｈ２９
訪問	現行の介護予防訪問介護相当	介護事業所指定	○
	訪問型サービスＡ	介護事業所指定	検討
	訪問型サービスＢ	住民主体の活動助成	検討
	訪問型サービスＣ	市直営、民間委託	○
	訪問型サービスＤ	住民主体の活動助成	検討
通所	現行の介護予防通所介護相当	介護事業所指定	○
	通所型サービスＡ	介護事業所指定	検討
	通所型サービスＢ	住民主体の活動助成	検討
	通所型サービスＣ	市直営、民間委託	○
生活支援	栄養改善を目的とした配食	民間委託	検討
	住民ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等が行う見守り	住民主体の活動助成	
	自立支援に資する生活支援	民間委託	
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントＡ（原則的）	地域包括支援ｾﾝﾀｰ	○
	ケアマネジメントＢ（簡略化）	地域包括支援ｾﾝﾀｰ	検討
	ケアマネジメントＣ（初回のみ）	地域包括支援ｾﾝﾀｰ	検討

② 平成28年度新しい総合事業移行スケジュール

平成２８年度は、サービス類型の検討のほか、円滑な事業移行に必要な予算措置、実施要綱等の整備、窓口体制の確保、団体・事業所への周知などを行います。

時期		実施項目（予定）
H28	12月	第３回専門部会 総合事業開始当初のサービス決定、例規の整備（実施要綱制定） 事業者等への説明会（12月26日予定）
H29	1月	相談窓口研修会 ４月要支援認定更新（２ヶ月前）通知対応など
	2月	広報掲載、ＨＰ掲載、 第４回専門部会
	3月	相談窓口設置準備、団体への説明
	4月	**新しい総合事業開始**

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（案）

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　総合事業は、本市が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この規則における用語の意義は、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号。以下「告示」という。）、地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９０１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の例による。

（総合事業の種類）

第４条　総合事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　訪問型サービス事業

ア　現行の訪問介護相当サービス

イ　訪問型短期集中予防サービス

（２）　通所型サービス事業

ア　現行の通所介護相当サービス

イ　通所型短期集中予防サービス

（３）　介護予防ケアマネジメント事業

ア　介護予防ケアマネジメントＡ

（４）　一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

イ　介護予防普及啓発事業

ウ　地域介護予防活動支援事業

（総合事業の実施）

第５条　前条に規定する事業は、告示、通知及びガイドラインに基づき実施するものとする。

（総合事業の利用申請及び決定）

第６条　第４条第１号、第２号及び第３号に規定する事業の利用を希望する者は、要支援認定を受けている場合を除き、恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書（第１号様式）に厚生労働省が示す基本チェックリストを添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、同項の基本チェックリストの内容を審査し、利用の可否を恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（費用額）

第７条　総合事業における費用額は、市長が別に定めるものとする。

（利用者負担額）

第８条　総合事業における利用者負担額は、市長が別に定めるものとする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２９年＊月＊日から施行する。

２　第４条に規定する総合事業については、必要に応じて別途規定を定めた上で、準備が整ったものから順次実施をする。

附　則

この規則は、平成２９年＊月＊日から施行する。

平成28年12月16日
高齢者福祉・介護保険専門部会
報告事項５

５　第７期計画に係るアンケート調査について

１．これまでの計画策定と調査

恵庭市では、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定。これまでは「地域包括ケアシステム構築」の観点から地域の実情を把握するため市独自でアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としてきた。

２．第７期計画策定に向けて実施する調査

平成 29 年度に策定する第 7 期介護保険事業計画（計画期間は平成 30 年度～32 年度）については、新たに「介護離職ゼロ」にむけどのようなサービスが必要か「在宅生活の継続」や「就労継続」に有効なサービスのあり方やサービス整備の方向性について示していくことが求められる。

厚生労働省はこうした地域課題や実情の把握のツールとして「在宅介護実態調査」「日常生活圏域ニーズ調査」の実施を推奨しており、恵庭市はこれら調査を補完する市独自調査を設計し、以下のとおり調査を実施する。

３．第７期計画策定関連調査概要

	厚生労働省推奨調査		恵庭市独自調査	
	①在宅介護実態調査	②日常生活圏域ﾆｰｽﾞ調査	③市民向けｱﾝｹｰﾄ調査	④事業者向けｱﾝｹｰﾄ調査
目　　的	ｻｰﾋﾞｽ利用、在宅継続・就労継続との関係分析	地域課題の特定、総合事業の管理運営 (②、③合同実施)		ｻｰﾋﾞｽ提供状況、市場動向把握、新規参入意向等の確認
対　　象	要介護認定を受けた高齢者本人と介護者	一般高齢者、要支援 1、2 の認定を受けた高齢者		市内に所在する介護保険事業者及び老人福祉施設届出事業者
調査項目	19 問	②40 問、③10 問		30 問
設問内容	介護する家族の属性、本人・家族の在宅介護状況、本人の傷病状況、家族の就労状況、ｻｰﾋﾞｽ利用状況、必要なｻｰﾋﾞｽ、施設入所予定有無、他	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり傾向、認知機能低下、IADL/転倒ﾘｽｸ、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ参加、助け合い状況、地域づくりの場への参加、主観的幸福感、他	住まい状況、ｻｰﾋﾞｽ利用状況、高齢者福祉ｻｰﾋﾞｽの利用、他	ｻｰﾋﾞｽ提供状況、利用者数の今後の増減見込、総合事業参入意向、ｻｰﾋﾞｽ基準緩和の考え方、他
実施件数	1,000 件	1,000 件(②、③合同実施)		100 件

４．第７期計画策定関連調査スケジュール

		厚生労働省推奨調査		恵庭市独自調査	
		①在宅介護実態調査	②日常生活圏域ﾆｰｽﾞ調査	③市民向けｱﾝｹｰﾄ調査	④事業者向けｱﾝｹｰﾄ調査
28 年	11 月	実施期間(5 ヶ月)			
	12 月	↓			
29 年	1 月	↓			
	2 月	↓			
	3 月	↓			
	4 月	集計・分析	調査項目検討		調査項目検討
	5 月	↓	調査票送付		調査票送付
	6 月	↓	調査票回収		調査票回収
	7 月	↓	集計・分析		集計・分析
	8 月	各種調査報告書作成、第 7 期計画概要策定、ｻｰﾋﾞｽ見込量設定作業、他			
	9 月	ｻｰﾋﾞｽ見込み量仮設定、保険料仮設定、他			

第７期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

資料２

《「見える化」システム》

自然体推計

介護サービスの給付状況の把握 → 将来推計人口 認定率の伸び 利用率の伸び → 自然体推計の算出 ← **推計ツール**

施策反映

基礎調査・地域ケア会議・地域間比較

計画策定のための調査手法

- 介護サービス利用意向調査
- 介護サービス提供能力調査
- 事業者参入意向調査

反映

地域ケア会議 反映

地域ケア会議を活用した地域課題の把握、発見した社会資源の活用

反映 **介護予防・日常生活圏域ニーズ調査** ← **地域診断支援情報送信ソフト**

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域診断に活用

反映 **在宅介護実態調査**

要介護認定データと組み合わせることにより、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握・分析

反映 他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較 ← **現状分析機能**

関係者との議論を踏まえた計画の策定

どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかの判断と合意形成、認識の共有

将来推計（素案）

↓

市町村計画策定委員会において検討

↓

介護保険事業計画策定

第７期介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール

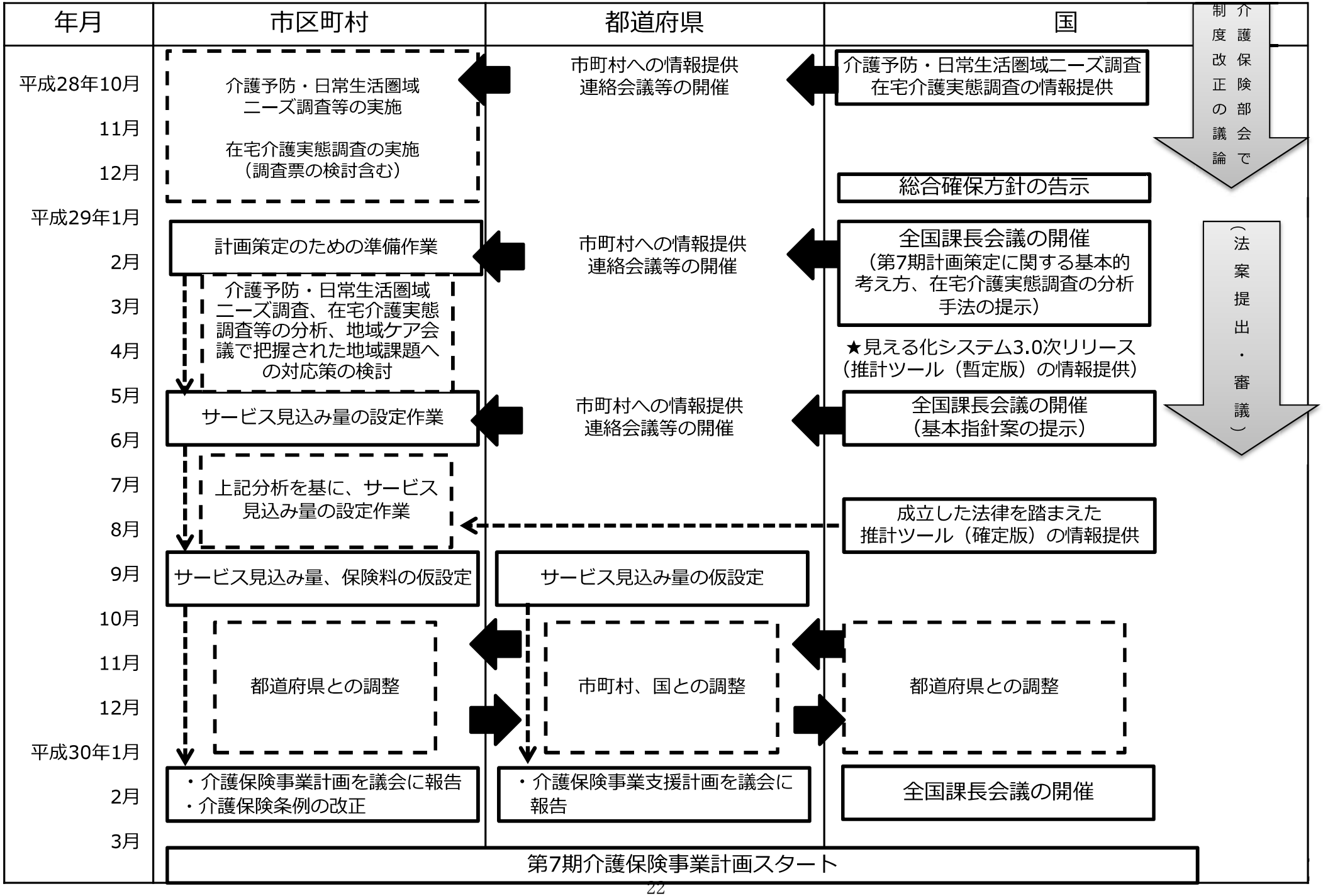

６　介護支援ボランティアポイント事業実績報告について

□恵庭市社会福祉協議会への委託により平成28年7月より恵庭市介護支援ボランティアポイント事業を実施している。
□受入施設は32施設。（平成28年12月5日現在）
□登録者を受け入れてる施設は認知症高齢者グループホームや通所介護事業者が多い。
□活動内容は利用者との会話や囲碁、将棋の相手、施設でのレクリエーションの補助を行うことが多い。

	登録者数	活動者数	構成比
平 成 28 年 6 月	57	0	0%
平 成 28 年 7 月 末	60	33	55%
平 成 28 年 8 月 末	63	36	57%
平 成 28 年 9 月 末	69	35	51%
平 成 28 年 10 月 末	73	39	53%
平 成 28 年 11 月 末			
平 成 28 年 12 月 末			
平 成 29 年 1 月 末			
平 成 29 年 2 月 末			
平 成 29 年 3 月 末			
合計	322　名	143　名	

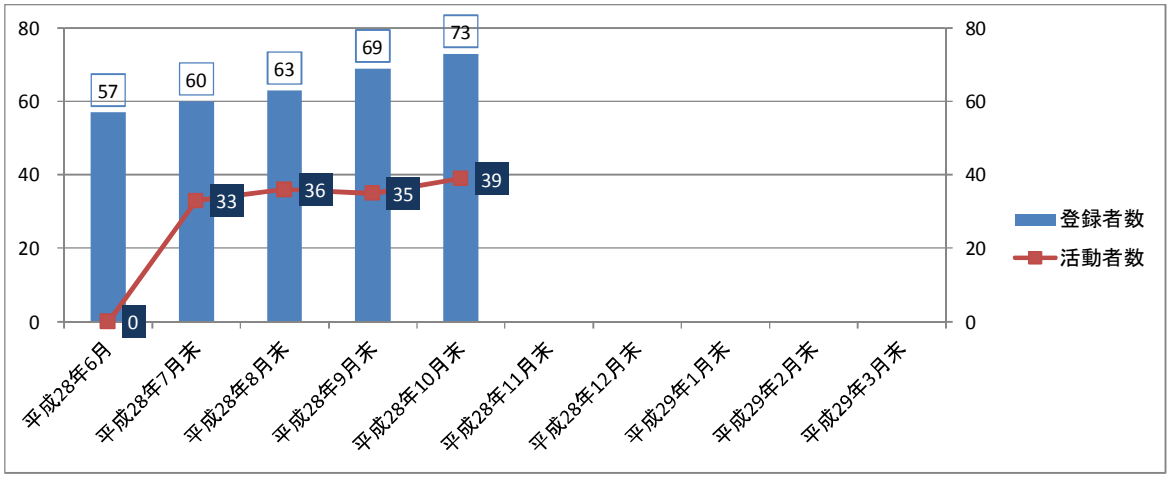

あったまーるポイント更新研修会報告

□平成28年11月28日（月）実施。

□恵庭商工会議所　大会議室。

□登録者数73名のうち、参加者54名。

□五十嵐　氏（NPO法人　北海道総合福祉研究センター）を講師に「施設ボランティアを続けるためのコツと心構え」について研修を行った。

□講話後、以下の点についてグループワークを行った。
①あったまーるポイントを行って良かったこと。
②あったまーるポイントでやってみたいこと

□参加者からは「参加することで明るくなった」「利用者の笑顔が増えて嬉しい」「学ぶことが多い」「ポイントが励みになる」「傾聴の難しさを知った」等の声が聞かれた。

□また「やってみたいこと」として合唱やマージャン等、自身の特技を活かしたいという声や、グループホームでのカフェの運営を手伝っている等、既存の取組みの発展につながる発言があった。

□グループ内では活動者と未活動者が言葉を交わす場面もあった。未活動者にとって活動の内容を直接聞くことで、具体的なイメージが沸き、自身のボランティア活動につながると考えられる。